

大分県報

平成二十八年
号外（九一）
六月二十八日

（火曜日）

目次

規則

大分県漁業調整規則の一部改正……………

大分海区漁業調整委員会告示

大分県海域におけるいか類の採捕を目的とするいか棒受網漁業及び多そう張り網漁業の操業の禁止に関する告示の廃止……………

○規則

大分県漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年六月二十八日

大分県知事 広瀬 貞

大分県規則第八十三号

大分県漁業調整規則の一部を改正する規則

大分県漁業調整規則（昭和四十二年大分県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第七条各号列記以外の部分中「次」の下に「各号」を、「第三号まで」の下に「第二号の二、第五号」を加え、同条第四号の次に次の一号を加える。

四の二 多そう張り網（いかをとることを目的とするものであつて、前号に掲げる四そう張り網漁業以外のものをいう。以下「多そう張り網漁業」という。）

第七条第五号中「又はさば」を「、さば又はいかをとること」に改め、同条第六号中「漁業の方法を除く」を「固定式さし網以外のものをいう」に改め、同条第八号中「ふぐ」の下に「をとること」を加え、同条第十号中「かに」の下に「をとること」を加える。

第八条第一項中「第三号まで」の下に「、第四号の二、第五号」を加える。

附則

1 この規則は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。ただし、改正後

平成二十八年六月二十八日

の大分県漁業調整規則（以下「新規則」という。）による漁業の許可に関する手続は、施行前においても行うことができることとする。

2 この規則の施行前にした改正前の大分県漁業調整規則（以下「旧規則」という。）第七条の規定による漁業の許可（旧規則第七条第五号に掲げる漁業の方法によるものに限る。）であつて、この規則の施行の際現に有効なものについては、当該許可の有効期間の満了の日までは、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際現に旧規則第七条の規定による漁業の許可（旧規則第七条第五号に掲げる漁業の方法によるものに限る。）についてされている申請は、新規則第七条の規定による漁業の許可についてされた申請とみなす。

4 この規則の施行前にした行為に対する処分又は罰則の適用については、なお従前の例による。

○大分海区漁業調整委員会告示

大分海区漁業調整委員会告示第十三号

大分県海域におけるいか類の採捕を目的とするいか棒受網漁業及び多そう張り網漁業の操業の禁止に関する告示（平成二十七年大分海区漁業調整委員会告示第十号）は、廃止する。

平成二十八年六月二十八日

大分海区漁業調整委員会会長 内田 健

附則

この告示は、大分県漁業調整規則の一部を改正する規則（平成二十八年大分県規則第八十三号）の施行の日から施行する。

大分県報号外（規則・大分海区漁調委告示）